

議第156号

**滋賀県職業能力開発促進法に基づく職業訓練の基準等を定める条例および滋賀県立高等技術専門校の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案**

上記の議案を提出する。

平成27年11月27日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県職業能力開発促進法に基づく職業訓練の基準等を定める条例および滋賀県立高等技術専門校の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

(滋賀県職業能力開発促進法に基づく職業訓練の基準等を定める条例の一部改正)

第1条 滋賀県職業能力開発促進法に基づく職業訓練の基準等を定める条例（平成24年滋賀県条例第67号）の一部を次のように改正する。

第1条および第3条中「第15条の6第1項ただし書」を「第15条の7第1項ただし書」に改める。

第4条中「第15条の6第3項」を「第15条の7第3項」に改める。

(滋賀県立高等技術専門校の設置および管理に関する条例の一部改正)

第2条 滋賀県立高等技術専門校の設置および管理に関する条例（平成3年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「第15条の6第1項第1号」を「第15条の7第1項第1号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第156号

正する条例案  
滋賀県職業能力開発促進法に基づく職業訓練の基準等を定める条例および滋賀県立高等技術専門校の設置および管理に関する条例の一部を改